

市町村合併の進展状況

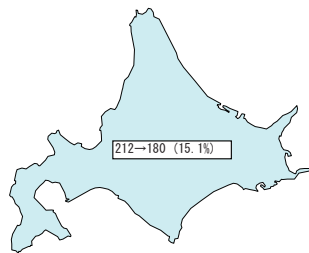
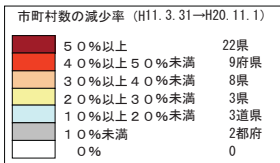
平成11年3月31日
3232

▲1447

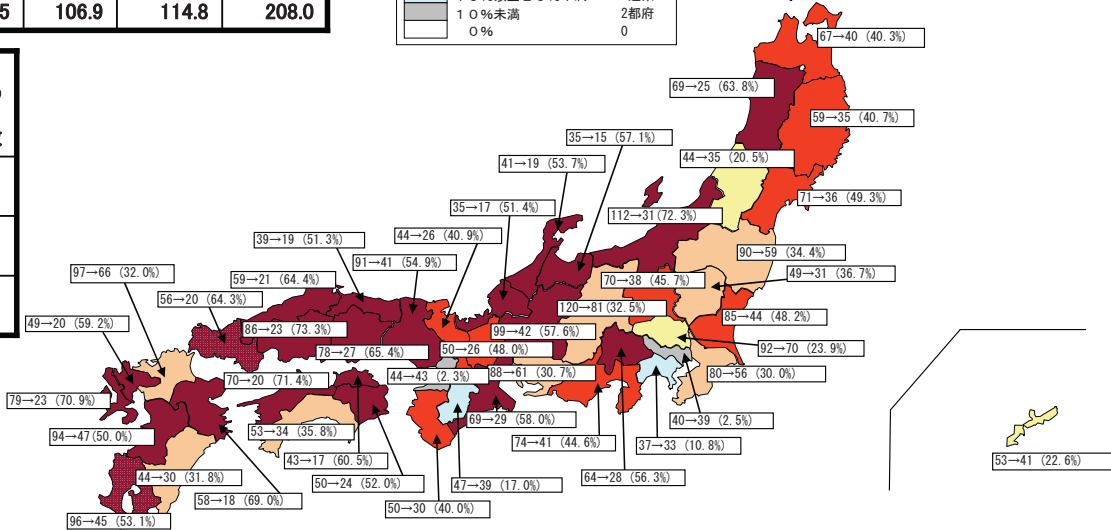
平成20年11月1日
1785

(H20.1.30官報告示ベース)

	S28.9.30	S37.1.1	H11.3.31	H20.11.1
市町村数	9,895	3,466	3,232	1,785
人口1万人未満	-	-	1,537	483
平均人口(人)	7,864	24,555	36,387	66,823
平均面積(km ²)	37.5	106.9	114.8	208.0



	合併件数 (合併関係 団体数)	H11.4.1 以降の 減少 団体数
旧法下 H11.4.1~	581 (1,991)	1,410
新法下	24 (61)	37
計	605 (2,052)	1,447

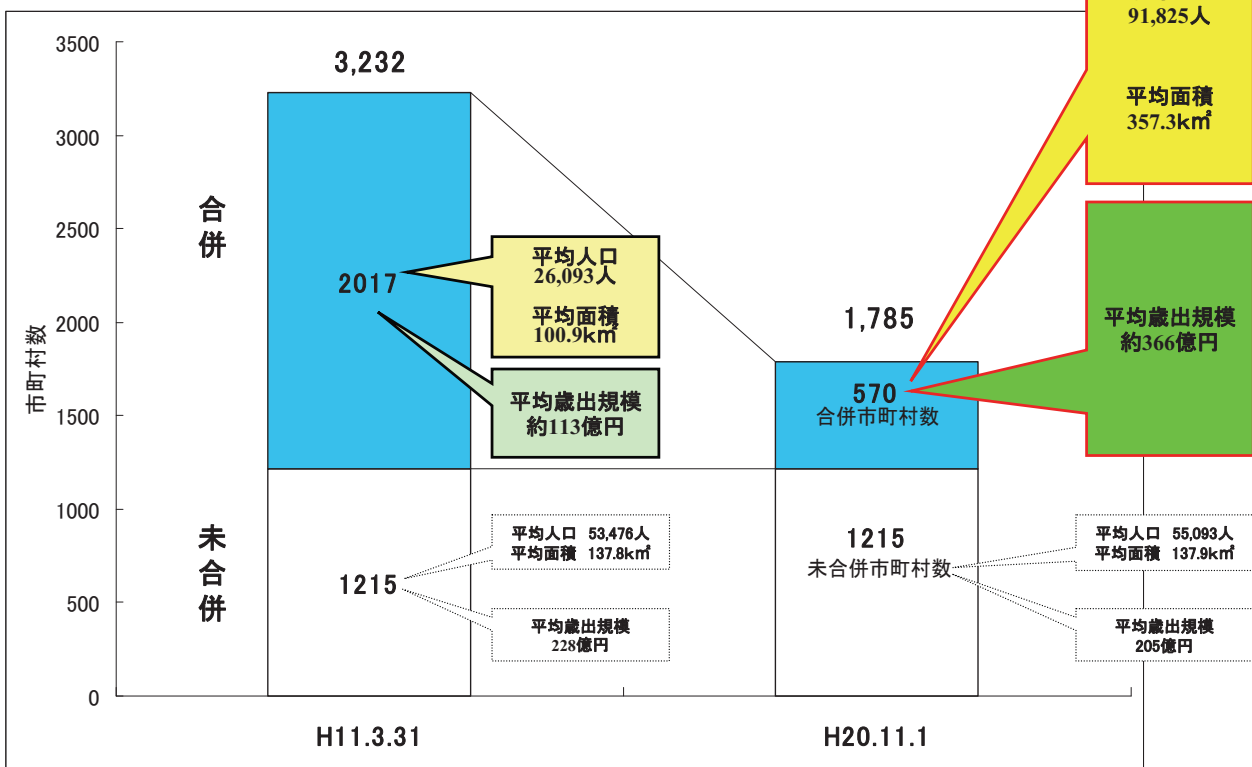


凡例
a→b (c%)
a: H11.3.31の市町村数
b: H20.11.1の市町村数
c: 減少率

※ 合併新法による合併24件を含む。

1

合併による平均人口・歳出規模の増加



※ H20.1.30官報告示分までのもの。
 ※ 段階的に合併した市町村については、重複してカウントしていない。
 ※ H11.3.31の人口は、平成7年国勢調査人口による。H20.11.1の人口は、平成17年国勢調査人口による。
 ※ H11.3.31の面積は、「全国市町村要覧(平成10年度版)」の面積による。H20.11.1の面積は、「全国市町村要覧(平成19年度版)」の面積による。

2

人口段階別の市町村数・人口

人口段階	団体数	人口
20万人以上	113 (6. 3%)	57, 631, 423 (48. 3%)
10万人以上20万人未満	150 (8. 4%)	20, 639, 822 (17. 3%)
5万人以上10万人未満	277 (15. 5%)	19, 182, 096 (16. 1%)
5万人未満	1, 245 (69. 7%)	21, 825, 000 (18. 3%)
全国計	1, 785	119, 278, 341

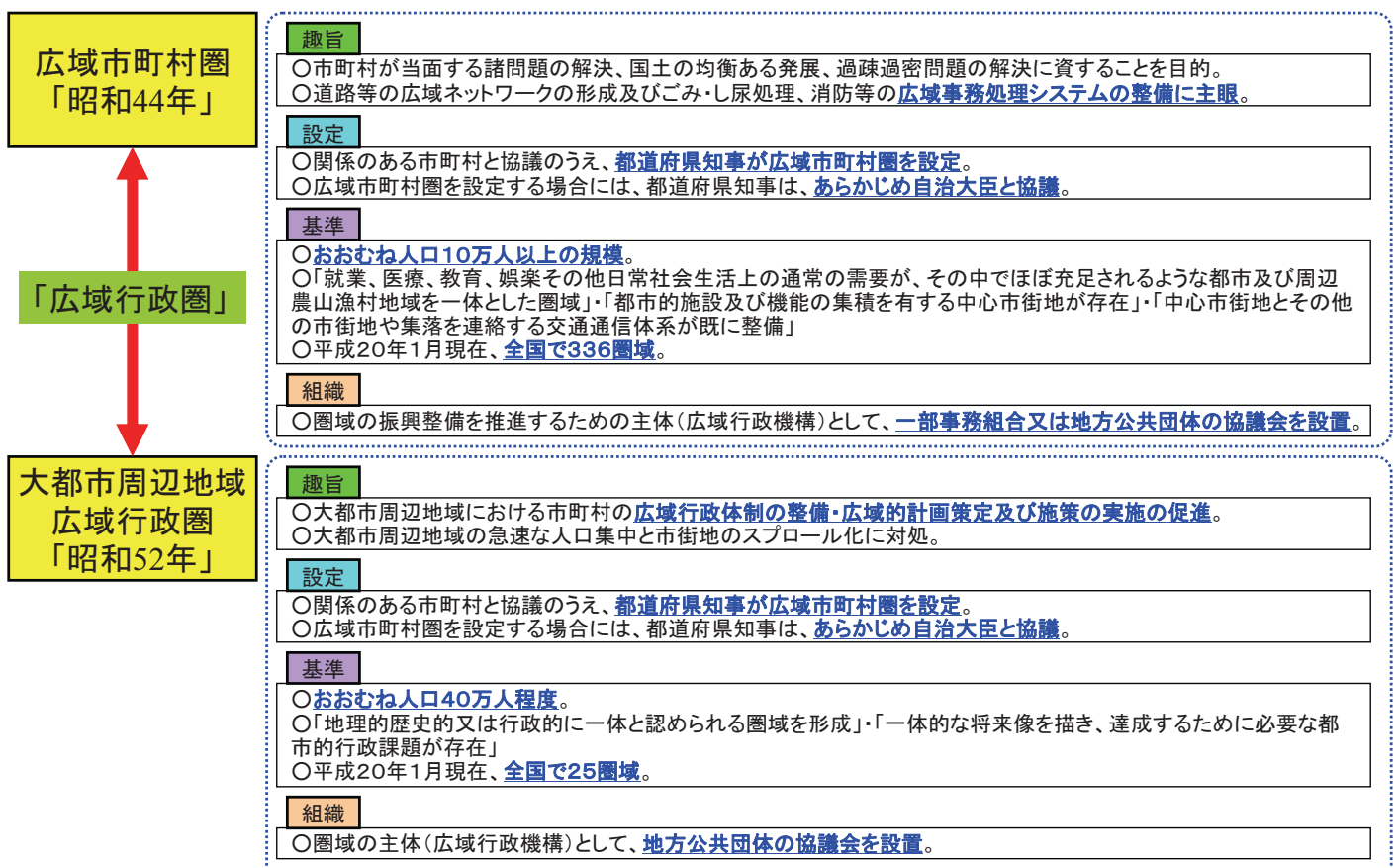
5万人以上	540 (30. 3%)	97, 453, 341 (81. 7%)
-------	--------------	-----------------------

10万人以上	263 (14. 7%)	78, 271, 245 (65. 6%)
--------	--------------	-----------------------

(※平成20年11月1日 1785市町村ベース)

3

広域行政圏施策の概要



広域行政圏施策の経緯（参考）

新広域市町村圏計画
「昭和54年要綱」

3全総の定住構想を受け、地域の総合的居住環境の整備を目標とし、産業・雇用、地域医療、教育・文化、スポーツ・レクリエーション、コミュニティ対策等、圏域のあらゆる地域的課題に総合的に対応することを目指す。

ふるさと市町村圏
「平成元年」

趣旨

- 4全総の多極分散型国土の形成を促進することを目的。
- 地域の自立的発展が見込まれる圏域の総合的、重点的な整備を推進。

選定

- 関係のある市町村と協議のうえ、都道府県知事が広域市町村圏のうちから選定。
- ふるさと市町村圏を選定する場合には、都道府県知事は、あらかじめ自治大臣と協議。

基準

- おおむね人口10万人程度。
- 日常生活圏として自然的、経済的、社会的な一体性を確保。
- 従来から地域の振興整備事業及び圏域としての共同事業に実績。
- 圏域の総合的な振興整備のための事業を合理的、効率的に行うことの出来る管理執行体制が整備。
- 平成20年1月現在、全国で142圏域。

組織

- ふるさと市町村圏の広域行政機構として、複合事務組合を設置。
- ふるさと市町村圏の創造的、一体的な振興整備のため、ふるさと市町村圏基金を設置。

広域行政圏施策
「平成3年」

4全総の多極分散型国土形成の理念に沿って、豊かさを心から実感できる国民の生活空間の整備が実現されることを目標とし、国土形成の基礎的な単位として、圏域の総合整備に努める。

広域行政圏施策
「平成12年要綱」

地域における参加と連携を推進して、21世紀の国土のグランドデザイン(5全総)の多自然居住地域を創造していくことが重要な課題となっており、さらに、地域間の連携を効果的に進める観点からは、自主的な市町村合併を積極的に推進することが必要。

実施事業・支援施策

- 広域行政圏において、主として公共施設の整備事業や公共的ソフト事業を実施。
- これらの事業に対し、国が補助金・交付金・起債・基金・交付税制度を用いて支援。

5

広域行政圏の設定状況

(1) 広域行政圏の設定状況

東京圏・名古屋圏・関西圏の3大都市圏等においては、いずれの広域行政圏も設定されていない市町村(さいたま市・千葉市・三鷹市・横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市等)もある。

■ 広域行政圏の状況(平成20. 11. 1予定)

区分	圏域数	市町村数	人口(千人)	面積(Km ²)
広域行政圏 (A)	361	(95.3) 1,701	(78.3) 93,383	(97.7) 362,695
広域市町村圏 (B)	336	(84.1) 1,502	(58.6) 69,893	(94.8) 352,006
大都市周辺地域広域行政圏(C)	25	(11.1) 199	(19.7) 23,490	(2.9) 10,689
1圏域あたりの平均 (A)	—	5	259	1,005
(B)	—	4	208	1,048
(C)	—	8	940	428
(参考) 上記(A)のうち広域的市町村	38	(2.1) 38	(3.1) 3,654	(5.9) 21,895
全市町村	—	1,785	119,278	371,260

(東京23区を除く)

- (注) 1 広域市町村圏とは、圏域人口が概ね10万人以上であり、一定の要件を具備した日常生活圏を形成し、または形成する可能性を有すると認められる圏域(2に掲げる圏域を除く。)のことをいう。
- 2 大都市周辺地域広域行政圏とは、圏域人口が概ね40万人程度の規模を有すること、地理的歴史的又は行政的に一体と認められること等の要件を具備した圏域のことをいう。
- 3 広域的市町村とは、一の広域行政圏に属するすべての関係市町村の合併により新たに設置された市町村のことをいう。
- 4 人口は、平成17.10.1現在の国勢調査人口による。
- 5 面積は、全国都道府県市区町村別面積調(平成18.10.1現在)による。

(2) 広域行政機構の現状

(平成20. 11. 1予定)

広域行政機構の現況は、次のとおりである。なお、一部事務組合の中には、地方自治法第285条に規定する「複合的一部事務組合」を含む。

広域市町村圏	広域連合	30	279
	一部事務組合	164	
	協議会	85	
大都市周辺地域広域行政圏	協議会	25	

地方生活圏の概要（参考）

地方生活圏 「昭和44年」

趣旨

○都市地域については都市機能の強化育成を図り、農山村地域については生活環境施設を整備するとともに、地方生活圏の一体的形成を図るために必要な道路、河川等の社会資本整備を推進。

選定

○都道府県知事が設定。

基準

- 半径おおむね20～30km、人口おおむね15～30万人を標準。
- 都道府県内の市町村（京浜葉、中京及び京阪神の大都市地域内にあるものを除く。）のすべてが、いずれかの1つの地方生活圏に属し、1つの市町村の区域が2以上の地方生活圏に属さない。
- 1つの都市計画区域が2以上の地方生活圏に属さない。
- 地方生活圏中心都市を有し、これを中心に一体的に整備すべき区域。
- 全国で178圏域。

組織

○地方生活圏のための主体の設置は特に定めていない。

実施事業・支援施策

○地方生活圏計画に位置付けられた主要プロジェクトの実現に必要と認められる社会資本整備を重点的に実施。

新地方生活圏計画 「平成2年」

○「多極分散型国土形成の受け皿整備」、「地域の総合的・体系的整備」、「地域の創意工夫による地域整備への支援」、「日常生活の向上の支援等の観点からの生活圏整備」の重要性がますます高まっていることを受け、新地方生活圏計画の策定及びそれに基づく圏域整備の実施により、地域住民にとって豊かで住みよい地域づくりを推進。

○旧建設省において、新地方生活圏計画に位置付けられた主要プロジェクトの実現に必要と認められる社会資本整備を重点的に実施。

○140の地方生活圏に新地方生活圏計画。

人口5万以上の市町村の現況例（1）

○ 合併の進展により人口5万以上の市町村が県域内に特段の偏りなく配置されることとなった県がある。（例 新潟県・愛媛県）

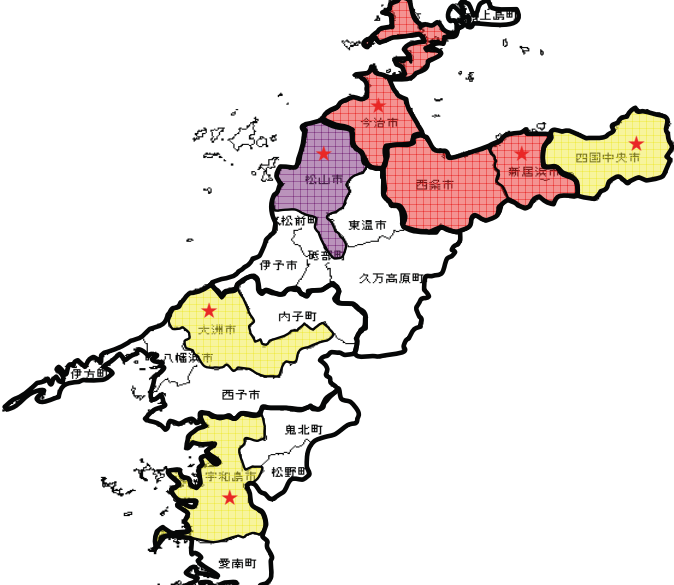
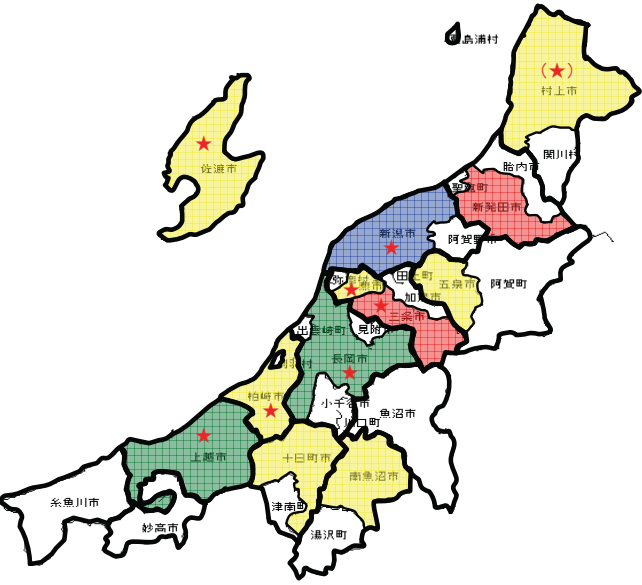


新潟県

- 政令市
- 中核市
- 特例市
- 10万人都市
- 5万人都市

愛媛県

★
昼夜間人口比率
1以上・人口5万
以上の市（平成
17年国調）



人口5万以上の市町村の現況例（2）

○ 人口5万以上の市町村が県域内の一部エリアにのみ配置されており、ほとんどのエリアが広域行政圏単位での対応に限界があると考えられる県がある。（例 山梨県・高知県）

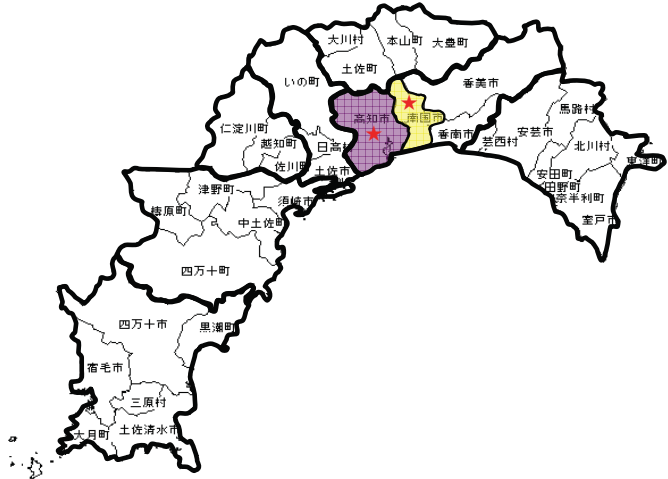
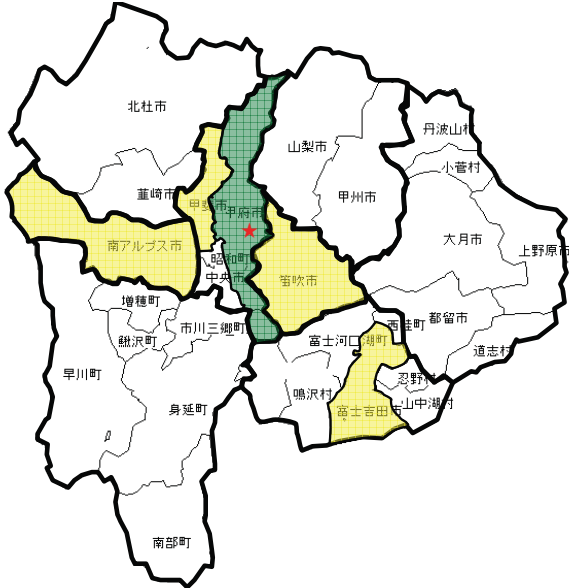


山梨県

政令市	
中核市	
特例市	
10万人都市	
5万人都市	

高知県

★ 昼夜間人口比率
1以上・人口5万
以上の市（平成
17年国調）



人口5万以上の市町村の現況例（3）

○ 人口5万以上の市町村が県域内の複数エリアに配置されているが、エリアによっては広域行政圏単位での対応に限界があると考えられる県がある。（例 山形県・和歌山県）

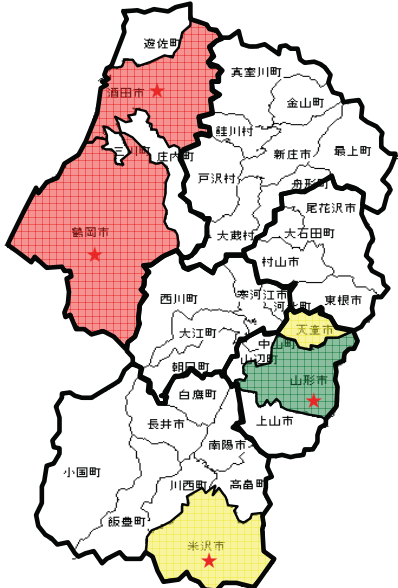


山形県

政令市	
中核市	
特例市	
10万人都市	
5万人都市	

和歌山県

★ 昼夜間人口比率
1以上・人口5万
以上の市（平成
17年国調）



検討の視点(案)

- 少子化の中で「過密なき過疎」の時代が到来する。地方には、「人、土地、ムラ」に加え、「誇り」の空洞化現象が起こっており、自信を失い、格差が生じている。地域をどこがどうやって支えるかを考えることが急務ではないか。
- 都市圏が人口のかなりな部分をカバーしている。市町村合併により都市の規模や能力が向上していることも考えれば、都市が周辺地域も含めた圏域全体の経営に大きな役割を果たすべきではないか。
- 周辺地域については、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史、文化などの観点からの対応が必要ではないか。
- 圏域の中心都市が圏域全体の暮らしに必要な都市機能(ダム機能)を整備し、周辺市町村が有する豊かな環境と交流・連携していく「集約とネットワーク」の考え方が重要ではないか。
- 行政機能だけでなく、住民の生活機能の確保が重要であり、市場の視点も含めた民間機能の活用を考えるべきではないか。
- 必ずしも日本全域を単一の圏域がカバーする必要はなく、複数の圏域が重複することもあり得るのではないか。また、地域や生活の実態に応じ、県境に縛られないことが必要ではないか。
- 圏域は固定的なものとするのではなく、ダム機能の整備に中心的な役割を果たすべき都市の姿を明らかにすることによって、自ずと圏域の姿も明らかになるなどの工夫が必要ではないか。
- 各省縦割りを脱して、共通の基本理念を構築した上で、産業振興や観光を通じた雇用の場の確保、機能連携や在宅へのデリバリーも含めた医療・介護の確保、若者が一旦離れても戻ってくるような人材サイクルの構築、情報発信力の強化、治安の確保、都市と農村の交流などの施策が総合的に展開されるべきではないか。